

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第17回 大正デモクラシー(弁護士法改正と弁護士自治)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 井上 壮太郎 (63期)

- 1 明治26年に弁護士法が公布され、東京弁護士会が設立。明治30年には、任意団体として日本弁護士協会が設立されました。司法制度の根幹に触れるような改革意見は日本弁護士協会によって行われましたが、その中心的活動家は東弁会員であったため、司法行政の諸問題についても東弁の名で決議や建議を行うことが多かったようです。
- 2 大正2年2月18日の常議員会では、①弁護士から判事になった者の官等が低く制限されている勅令の廃止、②判検事ならびに弁護士試験の試験委員を司法省の高等官及び判検事中から選任するとの規定を廃止して、試験委員の半数は弁護士から選任すること、③刑事法廷における弁護人の位置を検事席と同等にすることなどを内容とする「弁護士優遇に関する建議」を司法大臣に提出することを決議しました。
- 3 刑事法廷の弁護人席を検事と同等にせよというのは、検事と弁護人が刑事手続きにおいて対等であることを要求するものです。この当時は、裁判所内に検事局が付設されていたこともあり、低い席に座らされた被告人と弁護人は、高い席に並んで座った裁判官と検事から裁判をされているような様相でした。また、検事が論告をするにあたり、起立に応じなかった被告人が退廷を命じられたり、弁護人が被告人と接見する際に検事の立会を要求される事態も発生し、多くの弁護士が、人権擁護、公平な裁判の観点から、弁護人の地位向上を求めるようになりました。
- 4 さらに、治安取締りに関する法令も強化された時期でした。
明治33年3月10日に公布された「治安警察法」は、
- 事実上、労働者処罰規定となっているなどと批判されていたところ、大正11年2月に政府が帝国議会に提出した「過激社会運動取締法案」に対して東弁有志や日本弁護士協会が反対し、廃案に追い込みました。大正12年9月に公布された「治安維持令」に対しても激しく反対運動を行いました。大正14年4月に公布された「治安維持法」については、反体制思想抑圧のための稀代の悪法と評されているにもかかわらず、東弁が議論をした様子もなく、明白に反対する会員も少なくなりました。
- 5 明治26年に公布された弁護士法は、現在と異なり、弁護士は弁護士会を通じて所属地方裁判所の検事正の監督を受け、弁護士の懲戒も検事正により懲戒訴追を請求され懲戒裁判を行うことになっていました。また、弁護士会の事業の範囲も、法令または弁護士会則に規定された事項、司法大臣または裁判所が諮問した事項、司法上または弁護士の利害に関し司法大臣または裁判所に建議する事項に限られていました。明治45年、東弁は、弁護士会を法人とし、その自治により会の運営を図ること、弁護士の懲戒については弁護士会が行うことなどの弁護士法の改正案を決議しました。日本弁護士協会も政府や国会に働きかけ、大正11年5月には、弁護士法改正にはきわめて消極的だった司法大臣が全国の弁護士会に対し、弁護士法改正に関する6項目の諮問を行うに至りました。これにより、弁護士法改正運動が、にわかに関心の耳目をひくようになりました。
- 6 結局、このときには弁護士法改正は実現しませんでした。しかし、改正運動の中で、「弁護士会は、司法省の監督・懲戒権から離脱しなければならない」とする弁護士自治の声が高まっていったのです。